

## ●人道上の危機的状況

「人道上の危機的状況」とは、自然災害のほか、紛争や産業事故などの人為的な災害、またこれらの複合的な要因によって、尊厳のある生活を営む権利が侵害され、水・食料、住居等の人が生きていくために最低限必要なものにアクセスできない状況をいう。その状況の中では、人びとはさまざまな人たちの暴力や飢餓といった深刻な困難に直面するが、とくに女性・女兒、障がい者をはじめとする、災害時により配慮が必要な脆弱層への国内または国際的な支援が必要となる。

## ●DDR

紛争後社会において重要な治安回復の為の包括的な枠組みである治安部門改革（SSR：Security Sector Reform）の一分野。国家の根幹的な治安機能を回復するためには「武装解除」「政府改革」「警察改革」「司法改革」「刑法改革」等が必要とされているが、このうちDDRは、紛争当事者であった兵士の武装解除（Disarmament）、動員解除（Demobilization）、社会復帰（Reintegration）を担う。

## ●ジェンダーにもとづく暴力（GBV）

男女それぞれに割り当てられたジェンダー役割やジェンダー規範、女性・女兒に対する男性の支配を背景とし、それらを維持することを目的とした暴力を指す。この中には、レイプや性的虐待などの性暴力、ドメスティック・バイオレンス、女性器切除（FGM/C）\*や子ども婚などの有害な慣習、完全に自由で対等な契約にもとづかない買春を含む性的搾取、人身取引などが含まれる。GBVは女性・女兒に対する暴力だけに限定されず、男性や少年に対する性的暴力や、性的少数者に対する暴力も含まれる。

女性器切除（FGM/C）\*とは、女性外性器の一部またはすべての切除またはその他の医療目的を除く女性器への損傷を指す。

## ●性的少数者

すべての人は、男性または女性のどちらかのジェンダーに固定的に分類されるべきであり、また性的欲望を異性に対して向けるべきであるという支配的な性自認、性的指向の規範に合致しないすべての人を指す。性自認とは自身のジェンダーに関する認識を言い、性的指向とは性的欲望がどの対象に向かうかを言う。性的少数者の中には、同性愛者（レズビアン、ゲイ）、バイセクシュアル（性的志向が男性または女性のいずれかに限定されない人）、

トランスジェンダー（出生時にあたえられた男性または女性のジェンダーから他方に移行する人）、インターセックス（身体の性的特徴が男性または女性のどちらかに典型的でない人）などが含まれる。これらの人々は支配的な性的規範に合致しないことから差別や暴力の対象となりやすく、そのため自身のアイデンティティを明らかにできない場合が多いことに留意する必要がある。

#### ●セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

性と生殖に関する健康（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス）とは、たんに病気や障害がないことにとどまらず、セクシュアリティおよび生殖に関する身体的・精神的・社会的福祉が保たれることをいう。性と生殖に関する権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ライツ）とは、基本的人権の一部としてこうした権利や福祉が保障されることを指す。ここには、性行為、妊娠、中絶、出産、家族の形成等に関して情報にアクセスできること、適切なサービスに容易にアクセスできること、暴力や差別や強制なく自らの責任において自由に決定し管理できる権利が含まれる。

#### ●性的搾取および虐待（SEA）

性的搾取：支援へのアクセスを見返りとして性的サービスの提供を求められる等、性的な目的のために、脆弱性、権力差、信頼といった立場を利用した行為であり、性的な行為や脱衣、または裸の強要、強制的な婚姻または妊娠を指し、ポルノまたは売春への関与を強要することや物資や援助の見返りとしての性的強要（性的奴隷、ならびに人身取引等）を指す。同様の内容であっても被害者が未成年の場合には児童虐待、また性的虐待として分類される。

性的虐待：不平等もしくは強要された状況で、不適切な身体接触などの性的な暴力行為を行うこと、もしくは行うと脅すこと。

#### ●人身取引

搾取を目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、脆弱な立場を利用するなど強制的な方法で人を獲得、移動、蔵匿、引渡・収受するなどの犯罪行為。

搾取は性的搾取、労働搾取、臓器摘出、強制結婚、強制的な養子等を含む。移動は国内及び国境を越える移動の両方を指す。強制的な方法がとられた場合は被害者の同意があっても人身取引とみなす。児童が被害者の場合は方法に関わらず人身取引とする。

参照：国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（2000年）第3条。

## ●難民・国内避難民

難民：1951年の「難民の地位に関する条約」では、「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。今日起きている武力紛争が、民族、宗教、政治的相違に起因していることを鑑みると、そのような紛争から避難する人々の多くは、難民条約上の難民であるとみなされる。刻々と変化する国際社会情勢の中で、難民の定義が条約の趣旨に沿って、柔軟に解釈、適用されることが求められている。

国内避難民：特に武力紛争、一般化した暴力状態、人権侵害、または自然もしくは人為的災害の結果として、またはそれらの影響を回避するために、住居もしくは常居所地からの逃避もしくは退去を強制、または余儀なくされ、かつ国際的に承認された国境を越えていない個人、もしくは集団をいう。

参考：「国内強制移動に関する指導原則」

([http://www.brookings.edu/~media/Projects/idp/GPs\\_2013/GP\\_Japanese.pdf](http://www.brookings.edu/~media/Projects/idp/GPs_2013/GP_Japanese.pdf))。

## ●早期警戒・早期対応

紛争を未然に防止するために重要なメカニズムのこと。具体的には、体系的かつ継続的に紛争の予兆を収集・検証・分析し、紛争予防の措置をとるために必要な情報を主要な意思決定者に提供したうえで適切な行動を促す仕組み。

※1325NAPでは紛争の早期警戒・早期対応を意図しているが、早期警戒・早期対応のシステム自体は他分野にも存在している。例えば、感染症、干ばつ、地震等。最近の事例では、主に西アフリカでの影響が甚大なエボラ熱は、発生初期にWHO等の専門機関がその流行の予兆を捉えきれなかったり、現地で入手した情報や他団体からの警戒を深刻に受け止めなかったために初期対応が遅れたことが問題になった。

具体的に担当省庁に期待されるのは以下の通り：

\*①外務省・JICA：早期警戒・早期対応メカニズムの構築・強化を目的とする事業のうちジェンダー配慮が確保された案件への優先的な資金配分。\*

JICA 自身がこの分野の案件形成をした例はまだないと思いますので、JICA が草の根技術協力（パートナーシップ型）で本邦 NGO と連携して案件形成する、ということであれば取り組みやすいでしょう。外務省に対しては、国連機関・国際機関等への拠出を行う場合、および本邦 NGO 等の事業に直接助成する場合に、判断基準のひとつとして取り入れることはできると思います。

\*②内閣府（外務省等派遣元の省庁含む）：PKO を派遣する際に、内閣府国際平和協力本部事務局（通称 PKO 事務局）から派遣される連絡調整員（現地での情報収集・分析を担当とするリエゾン・オフィサー）に、ジェンダー的視点からの情報分析を義務付ける。\*